

令和4年8月1日

介護サービス事業所 管理者 様

川口市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

介護サービス事業所の関係者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間について、今般厚生労働省から一部改正通知があり、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（薬事承認されたもの）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする旨の見直しがなされました。

また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは必要ありません。

関連資料につきましては、下記を参照の上、適切な対応をお願いします。

記

- 1 川口市保健所ホームページ
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01090/020/sinngatakorona/36112.html>
- 2 厚生労働省通知（令和4年7月22日一部改正事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」）
- 3 厚生労働省通知（令和4年7月26日一部改正事務連絡「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」）

■担当

川口市福祉部介護保険課事業者係

TEL：048-259-7293（直通）

FAX：048-258-7493

MAIL：087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp